

食品リサイクル法に基づく基本方針の概要について

現状と課題

- 発生抑制
 - ・9割の事業者が目標値を達成
- 再生利用
 - ・国全体としては取組が進められているものの、外食産業での取組が不十分（製造業95%、卸売業65%、小売業49%、外食産業23%）
 - （主な原因）
 - －食品関連事業者の取組意欲の不足、食品関連事業者に対する指導不足
 - －再生利用事業者の偏在
 - －市町村と再生利用事業者の処理価格の差
 - －市町村の廃棄物処理計画における位置づけ不足
 - ・冷凍カツの不正転売事案を受けてとりまとめた再発防止策の更なる徹底が必要

対策の方向性

【食品関連事業者】

- 発生抑制
 - ・2019年度以降の発生抑制の目標の設定
 - ・SDGsを踏まえた事業系食品ロス削減目標を策定。
- 再生利用
 - ・2020年度以降の再生利用の目標の設定（外食産業を除く）
 - ・外食産業については、目標を据え置きつつ再生利用を促進。
- 共通
 - ・食品関連事業者による取組状況の公表の促進。
 - ・取組が特に不十分な事業者に対する国による積極的指導。

【再生利用事業者】

- ・不適正処理対策の徹底（冷凍カツの不正転売事案の再発防止の徹底）

【市町村】

- ・食品廃棄物の発生抑制や再生利用について一般廃棄物処理計画への位置づけ促進。
- ・事業系一般廃棄物の処理の有料化等による経済的ディスインセンティブの解消の促進。
- ・多量に一般廃棄物を排出する事業者に対する指導の徹底の促進。

基本方針

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・「基本理念」において食品ロスを明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載
- ・適正処理の推進のため、食品関連事業者の排出事業者責任の徹底、国による継続的な周知徹底の必要性を明記。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・発生抑制に係る目標を別途告示で設定。
- ・食品ロスについては、SDGsも踏まえ、2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標を新たに設定。
- ・再生利用等実施率目標を設定。食品製造業95%（前回事業系）、食品卸売業75%（前回+5%）、食品小売業60%（前回+5%）、外食産業50%（前回事業系）（2024年度までに）

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【食品関連事業者への指導等】

- ・国による食品関連事業者への積極的な指導・助言、市町村による多量排出事業者への減量化指導の徹底。
- ・食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、定期報告データの公表内容の拡充によって食品関連事業者の意識の向上と取組の促進を図るよう運用の見直し。
- ・排出事業者責任に係る指導の徹底。

【登録再生利用事業者の育成等】

- ・登録再生利用事業者の中で優良な事業者を自主的に認定する取組の活用。

【再生利用の環境整備】

- ・地域循環共生圏の実現に向けた廃棄物系バイオマス利活用のための施設整備の促進及び広域的なリサイクルループの形成の促進。
- ・市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進。